

○みよし市就学援助費事務取扱要綱

平成19年10月17日

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資するため、みよし市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者（以下「援助対象者」という。）は、みよし市立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒又は小学校への就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受け、かつ、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (3) その他要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めた者
 - 2 前項の規定にかかわらず、みよし市に住所を有し、みよし市外の公立の小学校に在学する児童若しくは中学校に在学する生徒の保護者であって、前項各号のいずれかに該当するものであり、かつ、本市以外の市町村において学校教育法第19条の規定に基づく援助を受けられないものについても援助対象者とする。

(援助費目及び支給額)

第3条 就学援助の費目は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で援助する。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨かさ、上履き、帽子

等) 又はその購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(3) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び体験料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き）又はその購入費

(5) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条各号に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(6) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項第1号、第2号及び第6号の費目、同法第12条の規定による生活扶助受給者には前項第4号の費目については支給しない。

3 第1項各号に掲げる費目に係る支給額は、毎年度教育長が定める。

（援助の申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、証明書類等を添えて校長に提出するものとする。ただし、第8条第1項第4号ただし書による支給を希望した者は、就学援助費受給申請書（入学前支給用）（様式第1の1号）に、証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項本文の規定に基づき校長に申請書及び証明書類等の提出があった場合は、校長は当

該申請に係る意見を付し、当該申請書及び証明書類等を教育委員会に提出するものとする。この場合において、校長は当該申請に係る書類の写しを1部作成し、年度毎に5年間保管するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定により申請書を受理したときは、申請内容を審査した上、就学援助を受ける者を認定する。

- 2 前項による認定の際は、教育委員会は、必要に応じ民生委員や福祉事務所の長の意見を求めることができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により認定を行ったときは、速やかに校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(認定の期間)

第6条 就学援助を受けることができる期間は、前条第1項の規定により認定した月から翌年度（4月から7月までに認定した場合にあっては当該年度）の7月までとする。

(継続申請)

第7条 前条の期間を超えて引き続き就学援助を受けようとする保護者は、新たに第4条第1項の規定による申請を行わなければならない。

(就学援助費の支給方法)

第8条 教育委員会は、第5条の規定による認定を行ったときは、児童又は生徒の個人ごとの支給額を決定した後、就学援助費支給計画通知書（様式第2号）により、校長及び保護者に通知する。

- 2 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で、直接認定を受けた保護者に対して行うものとする。
- 3 校長が認定を受けた保護者から受領等について委任を受ける場合、校長は、適切な方法により、金銭又は現物で、直接当該保護者に支給する。

(支給の時期)

第9条 援助費の支給時期は、次によるものとする。

(1) 学用品費等

支給対象	支給月
4月分から7月分まで	8月
8月分から11月分まで	12月

12月分から3月分まで	3月
-------------	----

- (2) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 実施後すみやか
- (3) 修学旅行費 実施後すみやか
- (4) 新入学児童生徒学用品費 原則6月。ただし、入学年度の前年度に支給を希望する者に限り申請年度の2月。
- (5) 医療費 現物支給
- (6) 学校給食費 現物支給

2 前項第4号ただし書による支給をした者には、翌年度の新入学児童生徒学用品費の支給は行わない。

（年度中途の認定）

第10条 転入学者又は災害等により年度の中途において就学援助の認定を必要とする者については、第4条及び第5条の例により、その都度追加認定等を行うものとする。

2 前項の規定により決定を受けた者の支給額は、別に定める。

（認定の取消）

第11条 教育委員会は、就学援助を受給する者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 援助を必要としなくなったと保護者から申し出があったとき。
- (2) 転出、死亡その他第2条第1項第1号又は第2号に規定する要件を欠いたとき。
- (3) 不正な手段又は虚偽の申請により就学援助の支給を受けたとき。
- (4) 就学援助を他の用途に流用したことが判明したとき。
- (5) その他前各号に掲げる事項のほか、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していないと教育委員会が判断したとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者の支給額は、別に定める。

（返還）

第12条 教育委員会は、前条第1項の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の返還を求めることができる。

（補助機関）

第13条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、教育委員会が作成した支給計画通知書に基づき援助費を支給する。
- (2) 校長は、就学援助費個人支給明細書（様式第3号。以下「支給明細書」という。）

を作成し、支給の都度整理する。

(3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。

(4) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第14条 教育委員会（教育委員会の補助機関としての校長を含む。）は、保護者又は業者の請求書、受領書（ただし、医療費にあっては医療機関等の請求書及び受領書）及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月17日から施行する。

附 則（平成20年3月19日）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月25日）

この要綱は、平成21年8月25日から施行する。

附 則（平成30年10月1日）

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日）

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日）

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において現に就学援助を受けている保護者は、施行日にこの要綱による改

正後のみよし市就学援助費事務取扱要綱（以下「改正後要綱」という。）第5条第1項の規定による認定を受けたものとみなす。この場合において、当該認定を受けたものとみなされる保護者に係る認定の期間は、改正後要綱第6条の規定にかかわらず、令和6年7月までとする。

様式第1号（第4条関係）

就学援助費受給申請書

みよし市教育委員会 様

年 月 日

就学援助費の支給を受けたいので、以下のこととに同意の上、必要書類を添えて申請します。

- 1 みよし市教育委員会が、就学援助の認定に必要となる申請者及び世帯員の住民基本台帳情報、市民税にかかる公簿を閲覧すること。
- 2 他市区町村に転出した場合に、みよし市での就学援助費の受給状況について、みよし市教育委員会が転出先市区町村の教育委員会に通知すること。
- 3 他市区町村から転入した場合に、みよし市教育委員会が前住所地での就学援助費の受給状況について、調査及び確認すること。
- 4 転入等によりみよし市で所得の確認ができない場合は、転入前の住所地の市区町村で発行される所得証明書を提出すること。

申請者（保護者）氏名 _____

住 所				連絡先 電話番号	— —	
児童生徒 学校名・学年	立 学校・第 学年			児童生徒 氏名		
世帯 状況 <small>同居している方全員を記入</small>	氏名	続柄	生年月日		職業及び勤務先又は 在学学校名及び学年	所得年額
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請理由（該当する番号1つに○印をつけてください。）						
1 生活保護を受けている 2 生活保護が停止又は廃止された 3 児童扶養手当が支給された 4 その他経済的に困窮している（具体的に記入してください。）						

<振込先口座> 認定された場合の就学援助費の振込先

 繙続申請者で申請済みの口座を希望

※ 原則として学費等引落口座をお願いします

金融機関・ 支店名	銀行・農協 信用金庫	本店 支店	口座記号番号						
フリガナ									
口座名義人									
学校徴収金に未納が生じた場合、その未納分に充当するため、就学援助費を学校を通して支給されることを承諾し、その後の就学援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を校長に委任します。									
委任者（保護者）氏名 _____									

学校 意見	(学校長による所見)							
	年 月 日 学校名 学校長名							

様式第1の1号（第4条関係）

就学援助費受給申請書（入学前支給用）

みよし市教育委員会 様

年 月 日

就学援助費の支給を受けたいので、以下のこととに同意の上、必要書類を添えて申請します。

- 1 みよし市教育委員会が、就学援助の認定に必要となる申請者及び世帯員の住民基本台帳情報、市民税にかかる公簿を閲覧すること。
- 2 他市区町村から転入した場合に、みよし市教育委員会が前住所地での就学援助費の受給状況について、調査及び確認すること。
- 3 転入等によりみよし市で所得の確認ができない場合は、転入前の住所地の市区町村で発行される所得証明書を提出すること。
- 4 小学校、中学校入学に際して、新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の受給状況について、みよし市教育委員会が就学する小学校、中学校に引継ぎを行うこと。

申請者（保護者）氏名 _____

住 所				連絡先 電話番号	— —	
児 童 生 徒 学校名・学年	年度 みよし市立			児童生徒 氏 名		
世帯 同居 状況 （同居している方全員を記入）	氏 名	続柄	生 年 月 日	職業及び勤務先又は 在学学校名及び学年		所得年額
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
申請理由（該当する番号1つに○印をつけてください。）						
<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護を受けている 2 生活保護が停止又は廃止された 3 児童扶養手当が支給された 4 その他経済的に困窮している（具体的に記入してください。） 						

<振込先口座> 認定された場合の新入学児童生徒学用品費（入学前支給）の振込先

金融機関・ 支店名	銀行・農協 信用金庫	本店 支店	口座記号番号													
フリガナ																
口座名義人																

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

殿

みよし市教育委員会

年度就学援助費支給計画通知書

(月～ 月)

学校名

学校

備考

(单位: 亜)

- 教育委員会は、年度の中途において、新たに要保護または準要保護となった者もしくは要保護・準要保護の認定の変更等が行われた者があった場合には、すみやかに当該校長に通知すること。
 - 医療費については、治療が完了し、治療費が確定してから計上すること。

様式第3号（第13条関係）

年度就学援助費個人支給明細書

年組	児童生徒氏名			保護者氏名			
費目	金額(円)	現金現物の区分	支給年月日	費目	金額(円)	現金現物の区分	支給年月日
学用品費 (4月～7月)				新入学児童生徒 学用品費			
(8月～11月)							
(12月～3月)							
小計				小計			
校外活動費				費			
(宿泊を伴わない もの)				小計			
				年度の中途における要保護、準要保護の認定の変更等の事由			
小計							
校外活動費				年　月　日	要保護 準要保護	に変更された。	
(宿泊を伴う もの)				年　月　日	廃止 転学	した。	
小計				上記の者に、就学援助費支給計画通知書記載のとおり就学援助費が給与されたことを確認する。			
修学旅行費							
小計				年　月　日 みよし市教育委員会			

備考

- 1 教育委員会が、直接給与事務を行った場合は、教育委員会で整理する。
- 2 教育委員会の補助執行機関として学校長が給与事務を行った場合は、給与事務を行った学校で整理し、給与事務の完了後教育委員会の確認を受けること。

様式第1号（第4条関係）

様式第1の1号（第4条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第13条関係）